第１回研究会

行政法の観点からみる「景観利益」

龍谷大学法学部講師
石塚　武志

法律や条例を行政機関が（市民・住民の関与・参加を受けつつ）運用し、それについて紛争が生じた場合には（最終的には）行政訴訟により法的に解決する。この「行政法」というシステムにより、いかに「景観利益」を実効的に保護することができるかが、いま問われている。本報告では、行政訴訟制度による「景観利益」保護の実効性を高める試み（１.）、「景観利益」を保護するための法制度（法律、条例等）の発展（２.）を取り上げる。

１．行政訴訟による「景観利益」の保護

日本の裁判所で行政訴訟を提起する場合、原告が、法制度により個々人の利益として保護された利益を有していることが前提とされてきた（行政事件訴訟法９条の通説的な解釈）。「景観利益」は個々人の利益というよりは共同的・共通的な利益として保護されるべきものであるため、この前提が、しばしば、行政訴訟によって「景観利益」を保護することの障害となってきた。行政訴訟制度に関するこの前提を克服しようとする試みとしては、「共通利益」、「共同利益」、「互換的な関係性の中で生じる利益」等に依拠して行政訴訟を提起することを認めるべきであるとの主張が行われてきており、一部の地方裁判所では、「景観利益」に基づく行政訴訟の提起が認められている。

２．「景観利益」を保護する法制度

「景観利益」を法制度によって保護しようとする試みは、1970年頃から、各地の自治体で景観条例を制定することによって進められてきた。2004年には国の法律として景観法が制定され、「景観利益」の保護を自治体を中心に進めるための法的手段が一層整備された。景観法により、各自治体が景観計画を策定したり景観地区を設定することによって、景観に関する誘導や規制を行うことが可能となった。今後、景観法や各地の景観条例の運用にあたっては、景観に関する行政施策や措置の過程への市民・住民の参加を保障していくことが課題であるとされている。

今後は、２．で取り上げた法制度の運用・改善により「景観利益」保護のための施策が進むとともに、景観をめぐる法的紛争が、１．で述べた行政訴訟を通じて実効的に解決されるようになることが期待される。